



がんばる新規就農者 リンドウに挑戦

リンドウの魅力をより多くの
皆様に伝えたい。

竹田 八千代さん（高前田1・53歳）は、今年から、周囲に雫石園地や、駒ヶ岳、岩手山、七ツ森などの山々を望む、町内佛川地内の夫・千一さん（58歳）所有の圃場17アールでリンドウの栽培に取り組んでいる新規就農者だ。

八千代さんは盛岡市出身で、亡くなった両親の後を継ぎ盛岡市内で米穀燃料店を経営してきた。就農するきっかけは、昨年、夫の千一さんが会社の定年を迎えたことを機に、夫と二人で生きがいをもってできる仕事はないか考えていたところ、農協のリンドウの普及推進チラシを見て、農家見学会に参加した。

参加してみて、見学先の農家の方々が生き生きとして仕事をしている姿と、濃い紫色の花を咲かせ凛として立っているリンドウの姿に魅かれ自分もやってみたいと思ったという。

そして今春、「いわて夢あおい」、「いわて夢みのり」、「マジェル」など全6品種1万3千株を定植し、来年2年目からの収穫に向けて、株に栄養を送るための花芽摘み作業などに追われている。

「農業をやったことがなく不安だったが、普及センター、農協、先輩農家のご指導によりスタートできた。また、最高の景観の中で作業できること、手がければ手がけるほどそれに答えてくれるので作業が楽しい」と八千代さんは話す。将来は、「リンドウを普段から飾れる花にイメージアップし、その魅力をより多くの皆様に伝えたい」と八千代さんは夢を語る。

農業委員会の新制度について

平成27年9月に「農業委員会に関する法律」が改正され、昨年4月1日から新しい制度が施行されています。

当町においては現農業委員の任期満了後の平成30年5月15日から新制度に移行します。新制度の農業委員会では、担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化をこれまで以上に推進することになりました。

主な改正点

農業委員会業務のうち「農地等の利用の最適化を推進することが法により明確化」され、従来の権利移動等に関する許可事務に加え、農業委員会業務の重点として、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が、任意業務から必須業務となりました。

農業委員の選出方法が公選制から町長による任命制に変わりました

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事

項等に関しその責務を適切に行うことができる者のうちから、農業者及び農業者が組織する団体からの推薦または自らの応募による農業委員候補者について、次の条件を考慮しながら、町議会の同意を得て町長が任命します。

- ① 農業委員の過半数は認定農業者であること。
- ② 農業に関し利害関係のない者を1名以上入れること。（農業者以外の者）
- ③ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。（女性、青年の登用）

農地利用最適化推進委員が新設されます

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から、推薦及び自らの応募により「区域の代表」として、農業委員と密接に連携し、担当区域において次のような活動を行います。

- ① 区域の農地所有者等への働きかけ
- ② 農地利用の集積・集約化の推進
- ③ 遊休農地の発生防止と解消を推進
- ④ 農地中間管理機構と密接に連携する

新制度に基づく委員の定数について

新制度に基づく委員の定数については、9月の町議会において定数条例が議決されました。

▼ 農業委員

11人（現行20人）

.....

▼ 農地利用最適化推進委員

18人（新設）

※下欄の担当区域ごとに1名ずつ

それぞれの委員については、推薦及び公募が行われます。

農業委員は、議会の同意を得て町長が任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が決定のうえ、農業委員会が委嘱します。

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員の募集につきましては、平成29年12月に行う予定です。

※別途、町広報及びホームページでお知らせします。

農地利用最適化推進委員の担当区域と区域ごとの定数

(人)

地区	担当区域	定数	地区	担当区域	定数
雫石	林、上町一、上町二、雫石谷地、西山谷地	1	御所	馬場、大村、男助	1
	中町一、中町二、下町一、下町二、長根	1		鶯宿、赤滝、外榎沢、榎沢、矢用	1
	黒沢川、元御所、東町、繫十文字	1		三笹、旭台、片子沢、清水沢、天戸	1
	七ツ森、陽和郷、中沼、晴山	1		籬野、安庭、町場、九十九沢、矢櫃	1
西山	極楽野、盆花、五区	1	御明神	橋場、安栖、小赤沢、山津田	1
	六区、七区、八区	1		滝沢、南、天瀬、中南	1
	野中、小松、東林崎、西林崎	1		天川、中島、黒沢、まがき	1
	篠崎、上西根、八丁野、上駒木野	1		下春木場、上春木場、和野、上和野、上野沢	1
	駒木野、葛根田、西根谷地	1		横欠、土橋、岩持、御明神谷地、下川原	1

※ 担当区域の集落は農事実行組合のエリアです。

農業委員研修

平成29年度 東北・北海道農業活性化フォーラム報告

徳田 勇悦 会長職務代理者



東北・北海道では約8割の農業委員会が新体制となり、農地利用の最適化の推進が必須業務となる中で、農業委員会では「農地利用の最適化に関する指針」を定めることに努めなければならないこととなっている。各農業委員会が農地利用の将来ビジョンを描き、目標や推進方法を明らかにしていく方策を探ることを趣旨とした東北・北海道農業活性化フォーラムが、9月7日山形県南陽市文化会館を会場に開催された。

農業委員組織の重点取り組み

○農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用集積の促進及び遊休農地解消・地域で中心となる担い手の掘り起こし及び育成に当たる。

○農業委員と農地利用最適化推進委員の業務

人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いを推進する。農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積と集約化を進める。遊休農地の発生防止と解消推進するといった現場活動を農地中間管理機構と連携し行う。

○フォーラム基調講演は、高知大学教育研究部の緒方教授から第三者的立場からの講演がありました。その要旨は、農業就農人口が'60年には千四百五十万人だったものが、'15年には二百万人となっている状況であり、就農人口はこれ以上減らすべきでない。6人に1人が食糧生産の担い手となっているが、これ以上少数になるのは危機感が高くなる。さらに担い手年齢は65歳以上が63・5%となっているこ

とから先行きが心配される。又、食糧自給率が下がりが続いている中で、生産農地を確保し続けることが最重要課題となっている。農地利用の効率化、遊休農地解消は共通の具体的課題として認識し、対処しなければならない。

農地利用状況調査を実施

新たに遊休化が確認された農地はおよそ21ヘクタールに

町農業委員会では、7月下旬から8月上旬に掛けて農地の利用状況について現地調査を実施しました。

今回の現地調査も、農業委員19人（7班編成）のほか、調査対象集落の農業委員会協力員（農事実行組合長）が同行して行いました。現地調査の内容は、町内すべての農地を対象にバトロールを行い、



農地利用最適化の動向は、担い手への利用集積は5割、遊休農地が約1割となっている状況の中、農地中間管理機構と連携しながら農業委員活動を進めていかなければならない等の提言がありました。

遊休農地や遊休化の恐れがある農地を重点的に確認するものです。その他、申請どおりに農地が利用されているか、違法に農地を転用していないかを確認しました。

今回の調査で新たに21ヘクタールの農地が遊休化、遊休化の恐れがある農地と確認されました。

今回の現地調査結果をもとに、遊休化、遊休化の恐れがある農地の所有者（耕作者）に対して今後農地をどのようにするのか利用意向調査を行い、地域の中心的担い手への農地の貸付け等、農地の効率的な利用につなげていくよう指導・助言していきます。

耕作が放棄され荒廃が進んだ農地は、害虫の発生などにより、周辺の農地に悪影響を及ぼすこともあります。労働力不足などにより農地の保全管理が困難になった場合は遊休農地化する前に農業委員会にご相談ください。

加入して
得する

農業者年金

農業者年金は3要件を満たせば、加入できます。

- ①国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事
- ③60歳未満

1. 老後の備えを万全に！

高齢農家（夫婦）の生活に必要な額は、月額約23万円

★ 農業者の受給できる年金は、国民年金のみ

農業者の年金 （国民年金のみ）	国民年金（老齢基礎年金） 月額約13万円（夫婦で）
--------------------	---------------------------

このままでは、生活費が足りない！！



★ 農業者年金に加入すれば （保険料は月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選択可能）

農業者の年金 （国民年金＋農業者年金）	農業者年金 月額約6万9千円 （夫婦とも30歳で加入、保険料月額2万円納付、運用利回り2.0%、予定利率0.2%で試算した場合）
	国民年金付加年金 月額1万2千円
	国民年金（老齢基礎年金） 月額約13万円

これで安心だね！！



※ 国民年金付加年金（保険料月額400円）は、農業者年金加入時に加入していただきます。

2. かしこく節税！

農業者年金は支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象なので税金が安くなります。
節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15～30%程度に！！

詳しくは、零石町農業委員会 TEL 692-6595 までお問合せください。

農地中間管理機構を
活用しましょう！

農地中間管理機構は農地の中間的受け皿となり、出し手から担い手への農地集積に取り組んでいます。

農地中間管理機構にまわって農地を貸し付けると機構集積協力金の交付を受けられるほか、自分の所有している農地の全て（10アール未満は残すことが出来ます）を、10年以上貸し付けたときは、次の年から3年間当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

「農業を続けられない」、「相続したけど管理することが出来ない」などお困りの方は今のうちに農地中間管理機構への貸し付けをご検討されてはいかがでしょうか？

詳しくは左記相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口

▼岩手県農業公社

（農地中間管理機構）

☎ 019-651-2181

▼農業者トレーニングセンター
☎ 019-692-0122

▼町役場農林課

☎ 019-692-6491

みんなで読もう

全国農業新聞

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします！

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：1ヶ月 700円
- 申込：農業委員会事務局へ

問合せ先：零石町農業委員会事務局
電話：692-6594

編集後記

今年の米の作柄は平年並みとの農水省の発表があったが本当？来年からは「減反政策」廃止補助金もなし、これから先農業はどうなるのか不安を感じている人が多いと思います。

先の見通せないノー政で無く、若い後継者達が安心して農業に取り組める政治を望むのは無理なのだろうか？

（木村正美 編集委員長）

収穫間近だったとうもろこしが一晩で熊にやられ、半月の間にハウスのスイカ・メロンも被害に…。我が家にとって初めての大事件でした。町に畠を仕掛けてもらっても熊の方が賢く、家の周りを荒らされ、住民に危害が及ばなければいいがとハラハラしています。

町では鳥獣被害対策実施隊が鳥獣被害から住民を守るために日々努力されておりますが、先日は熊による人的被害もあり、生活圏内に頻繁に現れる獣との共存が難しいと痛感しています。

人的被害防止のためにも更なる対策強化を願うものです。

（土橋初男 編集委員）